

藍住町自治会活動事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方分権時代に即した地域づくりを推進するため、町長が定める行政区分(以下「自治会」という。)の自主的、主体的な決定による創意と工夫により、自らの力で活性化を推進していく自治会の事業運営を支援するため、藍住町自治会活動事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、必要な事項を定める。

第2条 補助金の交付を受けようとする自治会は、次に掲げる藍住町自治会活動事業のいずれかの事業を実施しなければならない。

- (1) 地域活性化事業
- (2) 文化、福祉推進等事業
- (3) 自主防災活動事業
- (4) その他公益の事業で特に町長が必要と認める事業

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式1)に町長が定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 各自治会に対する補助金は、年間事業費の2分の1以内とし、100,000円を上限とする。

3 町長は、前項の場合において、適正な交付を行なう必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定するものとする。

4 補助金は、他の補助金と重複して申請出来ないものとする。

(交付の条件)

第5条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知（様式2）するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

（決定の取消等）

第8条 町長は、補助金の交付を決定した場合において、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告書）

第9条 申請者は、藍住町自治会活動事業が完了したときは、実績報告書（様式3）に町長の定める書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、報告書（様式4）等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、藍住町自治会活動事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は特に必要と認めたときは、交付すべき補助金の額の概算確定（様式5）をすることができるものとする。

（補助金の交付）

第11条 申請者は、前条の通知を受けた後、速やかに補助金請求書（様式6）を町長に提出するものとし、町長は、その請求を受け補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けたものが、次の各号に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

（1）補助金を目的外に使用したとき。

（2）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 藍住町自治会活動事業の実施について不正の行為が認められるとき。

(補助金の返還)

第 1 3 条 申請者は、前条の規定により決定を取消された場合において、藍住町自治会活動事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は交付すべき補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、町長が定める期限内に補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第 1 4 条 補助金の交付を受けたものは、藍住町自治会活動事業の実施に関する証拠書類、帳簿等を整備し補助事業完了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

自治会活動を支援 地域活性化補助金を制定

町では、地方分権時代に即した地域づくりを推進するため、自治会の自主的、主体的な決定による創意と工夫により、自らの力で活性化を推進していく自治会の事業運営を支援することを、目的として藍住町自治会活動事業補助金交付要綱を制定しました。

次の活動が補助対象となります。
(Q & Aを参考にしてください。)

1 地域活性化事業

- ・地区納涼祭等(夏・秋祭り、花火大会など)
- ・運動会

2 文化、福祉推進等事業

- ・伝統文化の継承、保存
- ・各種講座
- ・ボランティア活動(独居老人の慰問など)

3 自主防災活動事業

- ・防災訓練など

4 その他公益の事業

- ・空き缶拾い、ゴミ集積所、排水路、道路の清掃など

補助金の交付を受けようとするときは、町指定の様式を添えて、役場(総務課)に申請してください。

申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内において、補助金の交付をおこないません。

- ・各自治会に対する補助金は、年間事業費の2分の1以内で、十万円を上限とします。
- ・他の補助金と重複して申請することは出来ません。(この制度以外の補助制度があるときは、他の補助制度が優先されます。)

補助金の交付決定を受けた自治会が、補助金を目的外に使用したり、条件に違反したり、不正行為があったときは、補助金の交付決定を取り消すか、返還をしていただきます。

Q & A

問 毎年、自治会主催の親睦旅行を実施していますが、旅費全額補助対象に該当しますか？

答 この補助制度は、各種の自治会活動を通じて、最終的には町民の親睦や融和を進めることが目的の一つではありますが、最初から親睦のみを主たる目的とした旅行・新年会・忘年会等の事業は該当しません。

問 集会所において、地元愛好会が華道教室・カラオケ教室・詩吟教室を実施していますが、講師謝金・材料代などは、補助対象に該当しますか？

答 自治会長が認めた教室であればこの事業に該当します。ただし、自治会に対して補助金を交付するものであるため、愛好会に対しては、補助金は交付できませんので、ご注意ください。

問 自治会内の公園に花や木を植えたり、手入れをしています。花や木の材料代や剪定用具代金は、補助対象に該当しますか？

答 材料費・用具費などは、補助対象に該当しますが、人件費は補助対象とはなりません。

問 自治会主催の花火大会を実施していますが、出店材料代・花火購入費は、補助対象に該当しますか？

答 出店材料代・花火購入費とも補助対象に該当します。

問 秋祭りの時、地元神社において、カラオケ大会・親子会が出店して催し物を実施していますが、カラオケの景品・出店材料代・舞台設置費などは、補助対象に該当しますか？

答 地域おこしを主たる目的とした事業であり、世代間の交流や地域の活性化につながる事業であれば、該当します。ただし、神社等の祭礼費用は該当しません。

問 自治会において、年末に火災予防活動を行っていますが、資材（拍子木・懐中電灯など）購入費は、補助対象に該当しますか？

答 自衛消防隊とは別に行う火災予防活動に伴う資材購入費は、補助対象に該当しません。

問 自治会において、自主防災組織を結成し、防災訓練を実施したいと思いますが、組織結成の費用・消火器購入代金などは、補助対象に該当しますか？

答 他の制度（藍住町自衛消防隊等補助金）に該当しますので、そちらの制度をご利用ください。

詳しくは役場総務課（ 6 3 7 ・ 3 1 1 1 ）まで問い合わせください。